

認証の詳細

<プラスチック浴そうふた>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. プラスチック成形設備 (ただし、当該工程を経て製造されるふたを製造する場合に限る)	1. 適切にプラスチック成形ができること。
2. プラスチックフィルム切断設備 (ただし、当該工程を経て製造されるふたを製造する場合に限る)	2. 適切にプラスチックフィルム切断ができること。
3. 心材切断設備 (ただし、当該工程を経て製造されるふたを製造する場合に限る)	3. 適切に心材切断ができること。
4. プラスチック溶接設備 (ただし、当該工程を経て製造されるふたを製造する場合に限る)	4. 適切にプラスチック溶接ができること。
5. 組立・仕上げ設備 ただし、プラスチック成形設備、プラスチックフィルム切断設備、心材切断設備、プラスチック溶接設備及び組立・仕上げ設備により当該製造を適切に行うと一財財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	5. 適切に組立、仕上げができる作業具等の設備を備えていること。

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 透水性試験設備 (ただし、心材に木材又は木質材を使用した浴そうふたで表面を被覆したものを製造する場合に限る。)</p>	<p>1. 水そう (浴そうふたを浸せきするに十分な広さを有するもの) を備えていること。</p>
<p>2. 曲げたわみ試験設備</p>	<p>2. 湯そう (温度 $75^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ を維持することができ、その巾、深さ及び容量は試験条件を充分満足できるもの)、載荷板 (直径約 100 mm の木製のもの)、重錘 (載荷板を含めた重量が 30 kg になるもの)、試験用金属棒等、金属製直尺 (300 mm まで測定できるもの) 及び温度計 (温度 0°C から 100°C まで測定できる最小目盛り 1.0°C のもの) を備えていること。ただし、特定ふたを製造する者にとっては、試験用金属棒等に代えて当該特定浴そうに代えることができる。</p>
<p>3. すべり抵抗試験設備</p>	<p>3. 試験室 (室温 $23 \pm 5^{\circ}\text{C}$、湿度 $50 \pm 20\%$ に維持できるもの)、試験用金属棒等及び支持台、載荷板 (直径約 100 mm の木製のもの) 及び重錘、載荷板を含めた重量が 15 kg になるもの) 及びテンシヨンゲージ (150 \pm 50N が測定ができるもの) を備えていること。ただし、特定ふたを製造する者にとっては、試験用金属棒等に代えて当該特定浴そうに代えることができる。</p> <p>なお、SG 基準 4. B の適用を受けて試験片によるすべり抵抗試験を行う者にとっては、前段に加え試験室 (室温 $23 \pm 3^{\circ}\text{C}$、湿度 $50 \pm 10\%$ に維持できるもの)、平滑なステンレス鋼板 (非磁気性であって表面の算術平均粗さが $0.03 \sim 0.05 \mu\text{m}$ のもの)、試験片の滑り止め面積を測定できるもの及びテンシヨンゲージ (想定される試験片のすべり抵抗値の大きさがほぼ中央値となり、測定精度が 0.1N を超えるもの) を備えること。</p>

<p>4. 落下衝撃試験設備</p>	<p>4. 低温処理装置（恒温そうで温度 $3^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ を維持できるもの又は水そうで温度 $3^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ を維持できるものであって試験片を放置するに十分な広さを有するもの）、温度計（温度 0°C から 50°C まで測定できる最小目盛り 1.0°C のもの）、架台（支点を中心にして浴そうふたが自由に回転でき、モルタル塗り床から支点までの高さが調整できるもの）モルタル塗り床（繰り返し落下衝撃に耐え得る厚さのもの）、分度器、金属製直尺（500 mm まで測定できるもの）及び $10\pm 1\text{N}$ の力を加えながら直径 $6.0\pm 0.05\text{mm}$ の金属製丸棒押しずらすことができる装置を備えていること。</p>
<p>5. 耐熱性試験設備</p>	<p>5. 湯そう（温度 $75^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ を維持することができ、その巾深さ、容量は試験条件を満足できるもの）又は特定の浴そうの（専用ふたの試験に限る）を備えていること。</p>
<p>6. 被覆連結部荷重試験設備 ただし、表面を被覆した浴そうふたで連結部が 20 mm 以上のものを製造する場合に限る。</p> <p>すべり抵抗試験設備（SG 基準 4. B の適用を受けて試験片によるすべり抵抗試験を行う者が有すべき設備に限る。）、落下衝撃試験又は耐熱性試験設備の状況により当該試験を適切に行うると一般財団法人製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>6. 湯そう（温度 $75^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ を維持することができるもの）及び加圧治具（基準確認方法図 2 に示すもの）及びテンションゲージ（$300\pm 50\text{N}$ が測定ができるもの）を備えていること。</p>

表 3 : 型式区分

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) A形のもの (2) B形のもの (3) C形のもの
浴そうを覆う板の枚数	(1) 1枚のもの (2) 2枚のもの (3) 3枚以上のもの
ふたの材質 (主として鉛直方向の力を負担する主な構造材の材料)	(1) ポリプロピレン製のもの (2) 塩化ビニル製のもの (3) 発泡材料製のもの (4) 金属製のもの (5) その他の材質のもの (6) 複数材料のもの
長さ等	(1) 1,000 mm未満のもの(組合せふたは各板のうち最も長いものの寸法。ただし、特定ふたを除く。) (2) 1,000 mm以上のもの(組合せふたは各板のうち最も長いものの寸法。ただし、特定ふたを除く。) (3) 特定ふた

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・申請手数料 11,000 円/型式(税抜 10,000 円/型式) ※外国からの送金は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

委託検査機関	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 73,700円（税抜き67,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材・木質材を用いた心材にあつては別途試験を行う必要があります。 5,500円（税抜き5,000円）、 ・被覆連結で心材端部間距離が20mm超にあつては別途試験を行う必要があります。 11,000円（税抜き10,000円） ・すべり抵抗の測定で試験片による評価をする場合にあつては別途試験を行う必要があります。 11,000円（税抜き10,000円） 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
--------	--	---------------------------

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター <大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話：06-6788-8134 FAX：06-6788-7891</p>	<p>4個/型式 製品形態及び試験項目により資料数を追加する場合があります。 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。</p>

表6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の実効期間は以下のとおりです。

認証日より3年間

表7：工場登録・型式確認のSGマークの表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は17mm×17mmです。交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="791 577 1018 801" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="759 810 1082 842">図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="778 1196 1066 1473" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="762 1491 963 1523">図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは8.0mm上です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。</p>

	<p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
--	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	11 円/個 (税抜 10 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター
	<大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 電話 : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891 <東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 電話 : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 67,100 円（税抜 61,000 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材・木質材を用いた心材にあつては別途試験を行う必要があります。 5,500 円（税抜 5,000 円）、 ・ 被覆連結で心材端部間距離が 20mm 超にあつては別途試験を行う必要があります。 11,000 円（税抜 10,000 円） ・ すべり抵抗の測定で試験片による評価をする場合にあつては別途試験を行う必要があります。 11,000 円（税抜 10,000 円） <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 10 円/個（税抜 11 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>6,600 円（税抜 6,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>13,200 円（税抜 12,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>26,400 円（税抜 24,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	6,600 円（税抜 6,000 円）	161～650	13,200 円（税抜 12,000 円）	651～1,600	26,400 円（税抜 24,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	6,600 円（税抜 6,000 円）									
161～650	13,200 円（税抜 12,000 円）									
651～1,600	26,400 円（税抜 24,000 円）									

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マークの表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 17mm×17mm です。</p> <div data-bbox="783 533 1027 775" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します</p> <div data-bbox="794 1111 1082 1391" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 8.0mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更